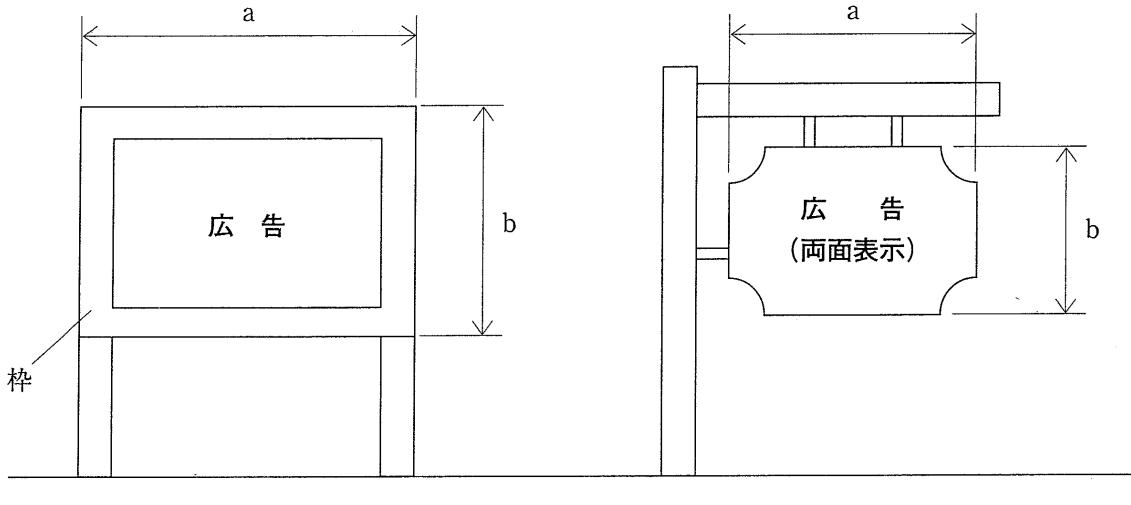


表示面積の算定

許可基準及び適用除外基準の適用並びに手数料の算出に当たっての広告物の表示面積は、次により算定する。

- (1) 広告物が独立性をもった工作物である場合は、当該広告物の表示面となっている工作物の面積について算定する。
- (2) 1つの広告内容を数個の工作物に分けて表示する場合は、一体となって1つの広告内容を表示しているものごとに表示面積を算定する。
- (3) 建物の壁面等に塗り書きし、又は取り付ける文字等については、一体となって広告内容を表示しているものごとに表示面積を算定する。
- (4) 前2号の場合においては、工作物の間の空間や文字等の間の空間部分も表示面積に算入する。ただし、当該空間部分が工作物や文字等の大きさの2倍を超える場合については、この限りでない。
- (5) 広告物の表示面積は、当該表示面の外郭線内を単純な幾何学形状（長方形、三角形、円形等）とみなして算定する。
- (6) 立体的な広告物の表示面積は、円柱や球として算定する。
- (7) 表示面の縁に一体として枠や点滅灯を組み込む場合は、その枠組み等を含めて算定する。

〈参考〉 算定例



$$S = a \times b$$

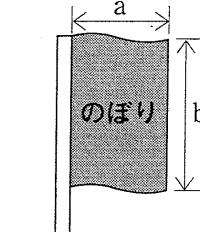
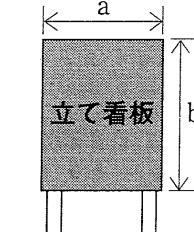
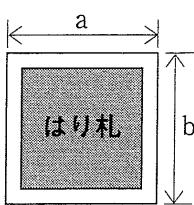
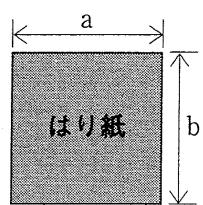
※枠組みを含んで算定する。

$$S = 2 \times a \times b$$

※長方形又は正方形の面積を算定する。

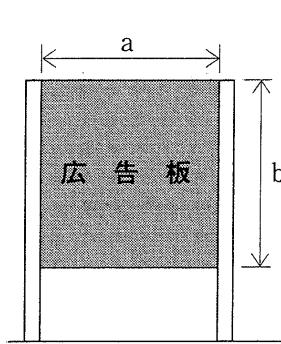
1 はり紙, はり札, 立て看板又はのぼり等

- 表示面積 (S) = $a \times b$



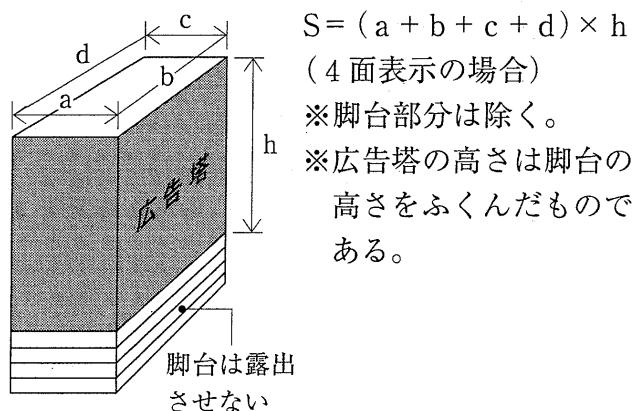
2 広告板, 広告塔又は突出し広告物等, 主として広告物掲出物件に設置されるもの

- ※ 表示面積 = 設置場所及び種類に係わらず, その物件の表示可能面積とする。



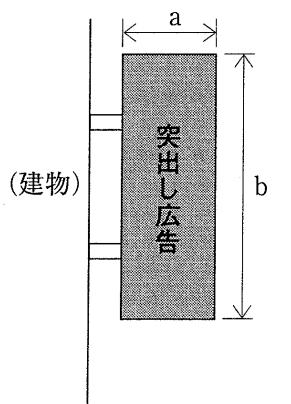
$$S = a \times b$$

(2面利用の場合は2倍)
※脚部, 枠の部分は除く。



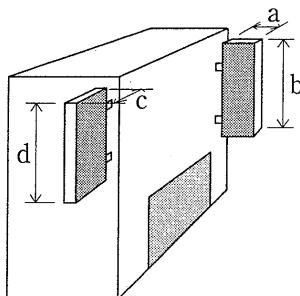
$$S = (a + b + c + d) \times h$$

(4面表示の場合)
※脚台部分は除く。
※広告塔の高さは脚台の高さをふくんだものである。



$$S = a \times b$$

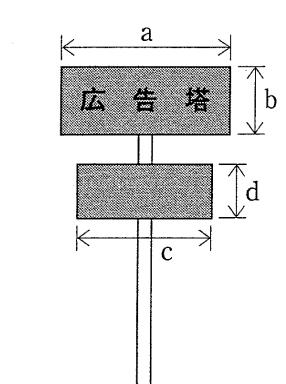
(2面利用の場合は2倍)
※取付け部は除く。



$$S_1 = a \times b$$

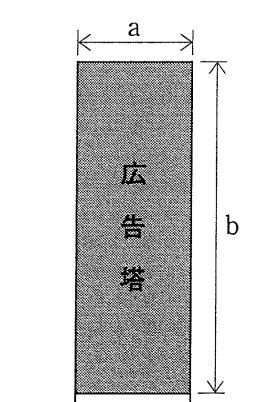
$$S_2 = c \times d$$

(2面利用の場合は2倍)
※ S_1 , S_2 は合算せず、独立したものとして扱う。



$$S = a \times b + c \times d$$

(2面利用の場合は2倍)
※独立した広告物は、表示面積を合算する。

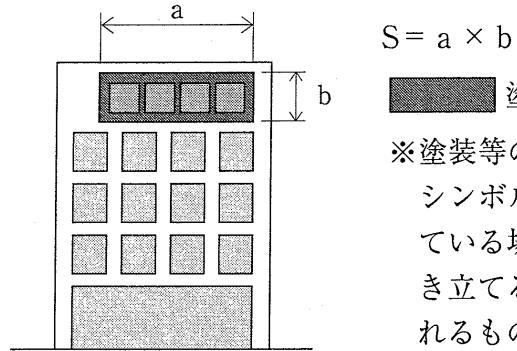
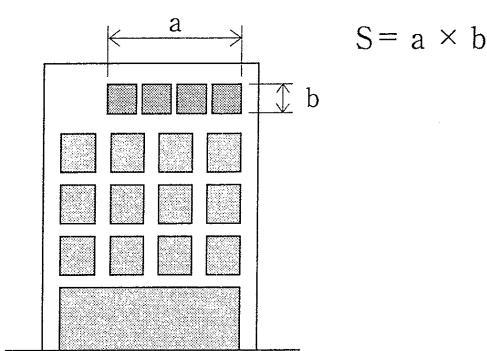


$$S = a \times b$$

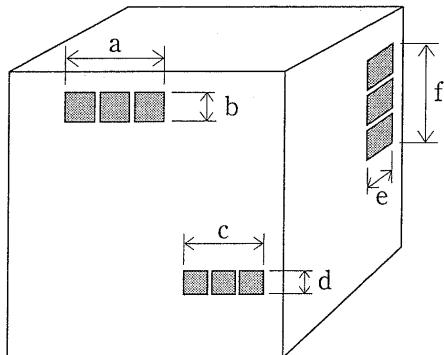
(2面利用の場合は2倍)

3 建物や工作物等、広告物を掲出する目的でないものを利用して表示するもの（塗装や文字の形をした物体を貼り付ける場合）

※ 表示面積=一体となって1つの広告内容を表示している部分とする（内含できる最小の四角形等の面積で算定する。）。



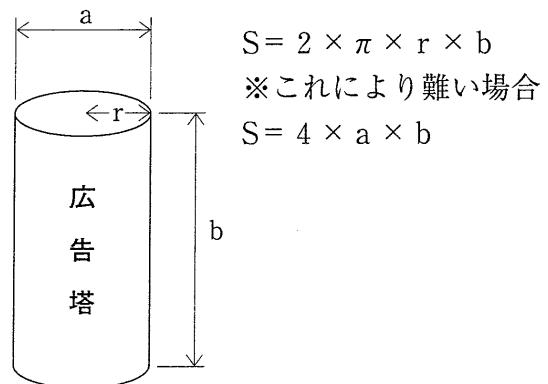
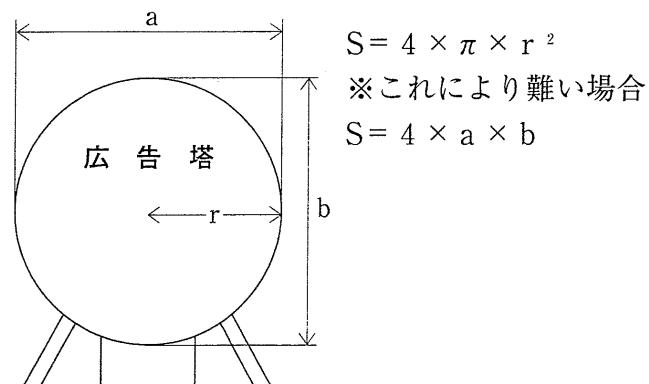
※塗装等の部分が企業の
シンボルカラーとなっ
ている場合や文字を引
き立てる効果が認めら
れるものに限る。



$S_1 = a \times b$
 $S_2 = c \times d$
 $S_3 = e \times f$
 ※一体として広告内容を表すものを、
 各個の面積で算定する。

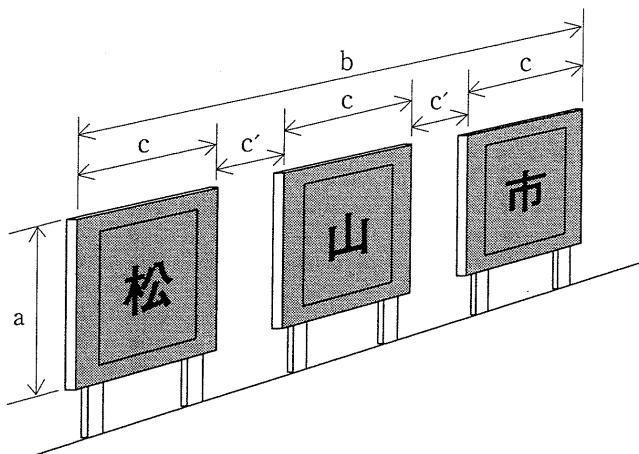
4 特殊な形状のもの

※表示面積=原則として表面積とする（ただし、これにより難い場合は、内含できる最小の四角柱の表面積で算定する。）。



※上記より特殊な形状のものについても、この算定法に準じて算定する。

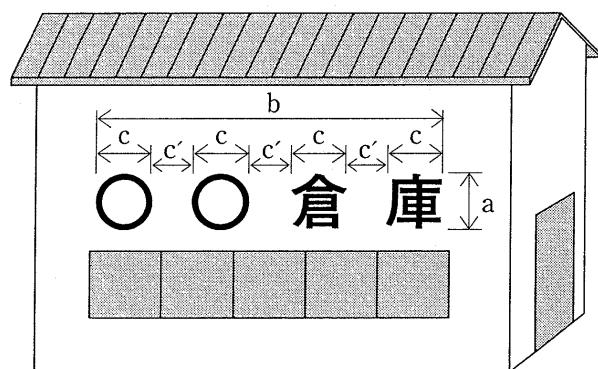
5 複数の広告物が一体となって1つの広告内容（業務内容）を表示するもの



$$S = a \times b$$

※この場合、3つの広告物等を1物件として扱う。ただし、 $c' > 2c$ の場合は、

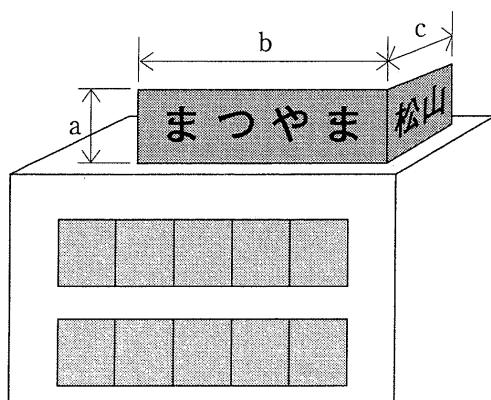
$$S = a \times c \times 3$$



$$S = a \times b$$

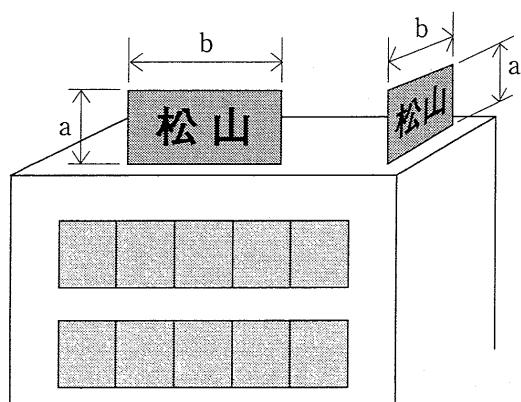
※壁面利用の場合も、上記と同様に扱う。ただし、 $c' > 2c$ の場合は、

$$S = a \times c \times 4$$



$$S = a \times (b + c)$$

※広告物が一体となっている場合は合算する。



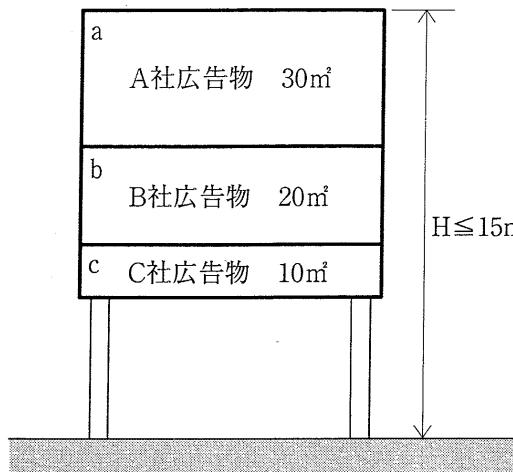
$$S_1 = a \times b$$

$$S_2 = a \times b$$

※ $S = 2 \times a \times b$ としない。広告物は同一規模、同一表示内容のものであっても表示面積を合算せずに独立したものとして扱う。

6 ひとつの物件に複数の広告物を表示するもの

(a) 自家用の広告板、広告塔の場合



- ① A, B, C社の総てが同一敷地内に事業所等を有している場合に限る（自家用広告物以外のものの混在はできない。）。
- ② 適用除外基準及び許可基準は個々の事業者毎に判定する。
- ③ 手数料額は適用除外以外のものの合計面積で算定する。
- ④ 許可は広告物毎に行う。

例 [許可地域の場合]

ア a, b は 10m^2 を超えるため許可が必要である。

c は 10m^2 以下であるので許可は不要である。

イ 許可基準

それぞれが 30m^2 以下そのため許可は可能である。ただし、高さは 15m 以下に限る。

ウ 手数料

手数料は広告物毎に算定する。

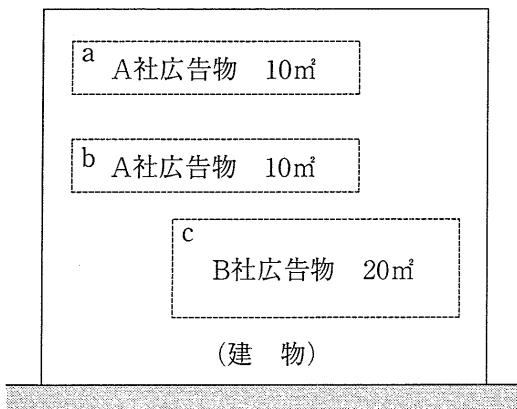
※ C社が同一敷地内に他の広告物を有する場合には、1事業者としての適用除外基準 (10m^2) を超えるため、c も許可が必要となる。

(b) 野立広告物（自家用広告物以外）の場合

① 許可基準は総ての広告物の合計面積で判定する。

② 手数料は総ての広告物の合計面積で算定する。

(c) 壁面利用広告物の場合



- ① 適用除外基準は事業者毎に判定する。
- ② 面積の許可基準は、当該壁面の総ての広告物の合計面積で判定する。
- ③ 手数料は広告物毎に算定する。
- ④ 許可は広告物毎に行う。

例 [許可地域の場合]

ア a, b はいずれも 10m^2 以下であるが、1事業者としては 20m^2 となるため許可が必要である。

イ 許可基準

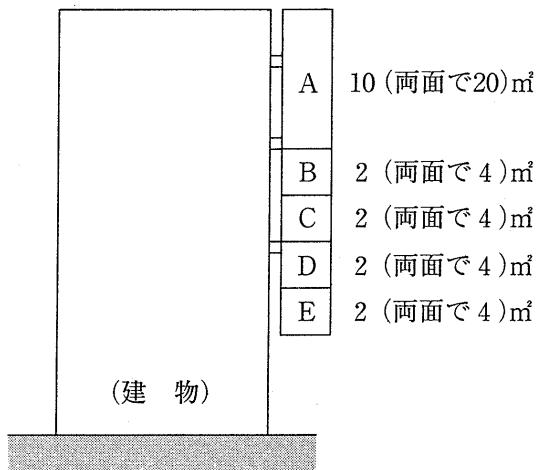
$a + b + c$ の 40m^2 が当該壁面の利用割合限度以下であれば許可は可能である。

ウ 手数料

A社は a, b の 10m^2 が 2箇所で、B社は c の 20m^2 で算定する。

※ A社が同一敷地内に他の広告物を掲出した場合、既に 20m^2 の広告物を提出しているため、その面積が適用除外基準 (10m^2) 以下であっても、この場合はその広告物の許可が必要である。

(d) テナントの集合の突出し広告物の場合



- ① 適用除外基準は事業者毎に判定する。
- ② 許可基準は、全体を1物件として判定する。
- ③ 手数料は広告物毎に算定する。

例 [許可地域の場合]

ア 適用除外基準

Aは 10m^2 を超えるため許可が必要である。B～Eは 10m^2 以下であるため許可は不要である。(ただし、同一敷地内に他の広告物がない場合)

イ 許可基準

全体を1物件として、表示面積、上端の高さ、下端の高さ、個数及び壁面からの出幅等を判定する。

ウ 手数料

Aのみ 20m^2 で算定する。